

訪問看護ステーション「オリーブ」 重要事項説明書

(甲1) 利用者 様に対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、当事業者が説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業者概要

事業者名称	医療法人フジタ
主たる事務所の所在地	名古屋市緑区鳴海町尾崎山43番地640
法人種別	医療法人
代表者名	鈴木哲朗
設立年月日	平成16年 3月5日
電話番号	052-623-4005
ファクシミリ番号	052-623-4063
実施しているその他の事業	看護小規模多機能型居宅介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 介護老人保健施設 居宅介護支援事業所

2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	訪問看護ステーション「オリーブ」
事業所の種類・指定番号 ・ステーションコード	介護 愛知県2363090529号
所在地	愛知県豊田市高町東山4番地621
電話番号	0565-85-0195
ファクシミリ番号	0565-85-0196
開設年月日	令和7年年2月1日
管理者の氏名	畑村 絵理子
サービス提供地域	豊田市

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	利用者が、その有する能力に応じ可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、訪問看護を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法医療保険法、その他関係条令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の健康状態の悪化の防止のため、適切なサービスの提供をします

4. ご利用事業所の職員体制

令和7年 10月 1日現在

従業者の職種	員数	勤務の体制
保健師	人	
看護師	5人	常勤 1名・非常勤 4名

5. 営業日・営業時間

営業日及びサービス提供時間	月・火・水・木・金（土・日・年末年始12/29～1/3は休み） 但し、病状によってはこの限りではありません
営業時間	8時30分から17時30分
サービス提供時間	9時から17時（病状により24時間対応）

6. 提供するサービス内容

- ① 血圧などの測定 ②入浴などの清潔ケア ③衣生活のケア ④食事や養のケアや指導
⑤排泄のケアや指導 ⑥睡眠のケアや指導 ⑦環境整備や指導 ⑧リハビリテーション
⑨疾病や服薬の管理や指導 ⑩医療処置や介護相談 ⑪他機関との連絡調整 ⑫主治医への報告調整 ⑬その他

7. サービス開始の方法

訪問看護サービスを受ける際には、介護支援専門員等にご相談ください。

訪問看護を受けるためには、主治医からの訪問看護指示書が必要です。

※（サービスに当たり主治医からの訪問看護指示書が必要になります。訪問看護指示書は医療費扱いとなりますのでご了承ください）

8. 個人情報の保護について

当事業所は個人情報保護に関する法令及びその他の規範を遵守し、個人の権利・利益を保護するために、個人情報を適切に管理することを社会責務と考えます。また、訪問看護計画の作成や事業所との連絡等、必要最小限の範囲で個人情報を使用する場合には、利用目的を説明の上、利用者、利用者家族からの同意を受けて使用させていただきます。

9. 緊急時における対応

看護職員等は事業実施中に利用者の病状が急変、その他の緊急事態が生じた時は、必要時応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師に連絡を行い、指示を求める等の適切な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービス提供時に事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、主治医、介護支援専門員へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

1 1. 守秘義務及び個人情報の保護

職員に対して、職員である期間および職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導・教育を適時行う。また、入職時において、職員より誓約書の内容を確約させます。

1 2. 訪問看護の質の向上の為の研修

就業時研修及び定期的に研修を実施します。

1 3. 訪問看護師等について

サービスについてご相談や不満がある場合には、どんな事でもお寄せください。ご相談の上、職員が変更となる場合がございます。

1 4. サービス提供の記録

- (1) 事業所は、利用者宅で支援したことを訪問看護記録等の書面に記載し、その記録を利用終了後5年間は保管します。
- (2) 利用者または利用者の後見人（必要に応じ利用者の家族を含む。）は、事業者に対し、いつでも前各項の記録の閲覧・謄写を求めることができます。但し、謄写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

1 5. 利用料

- (1) 介護保険の適用を受けるサービス（利用料1割或いは2割が自己負担）
- (2) 医療保険の適応を受けるサービス（医療保険証の記載の通り）
- (3) 介護保険、医療保険の適用を受けないサービス（全額自己負担）
- (4) その他の費用（全額自己負担）
- (5) キャンセル料

利用者が、サービス利用日の前日までに中止を申し入れなかった場合、キャンセル料をお支払いいただく場合があります。但し、病状の急変等、やむを得ない事情がある場合はキャンセル料は不要とします。

(6) 支払方法等

事業者は、利用者に対し、当月分の利用料の請求書を翌月10日までに送付します。請求書には、利用者が利用した各種サービスにつき、利用回数、単価、介護保険、医療保険適用の有無などの明細を記載します。利用者は、事業者に対し、当月分の利用料を、翌月20日までに、事業者の指定する方法で支払います。

利用料は下記の方法でお支払いください

(A) 銀行口座自動引き落とし（翌月20日引き落とし）

事前に所定用紙（口座振替依頼書）にご記入のうえ提出いただきます。

毎翌月20日（金融機関が休日の場合は翌営業日）に口座引き落としとなります。

(B) 銀行振り込み

口座引き落としができない場合は銀行振り込みでお願いする事もあります。

銀行 あいち銀行 本店営業部（銀行番号0542 支番201）

口座 普通 2101981

名義 医療法人フジタ 理事長 鈴木哲朗

16. 衛生管理

看護職員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。看護職員に対しては毎年1年以内ごとに1回の定期健康診断を実施するものとします。

17. 苦情申立窓口

甲又は甲の家族は、提供された訪問看護サービスに不満がある場合、いつでも、苦情受付機関に苦情を申し立てる事ができます。なお当事業所の苦情申立窓口は下記の通りです。

名称 訪問看護ステーション「オリーブ」

管理者 畑村 絵理子

電話 0585-85-0194

FAX 0585-85-0196

公的機関苦情受付

豊田市介護保険課 0565-34-6634

愛知県国民健康保険団体連合会 052-971-0145

18. 損害賠償

- (1) 事業者は、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者又は利用者の家族に対して損害を賠償します。ただし、事業者に故意過失がなかった場合はこの限りではありません。
- (2) 前項の義務履行を確保するため、事業者は賠償損害保険に加入しています。
- (3) 利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額する事が出来ません。
- (4) 損害賠償保険への加入をしています。

年 月 日

当事業者は、甲 1 に対する訪問看護サービスの提供開始に当たり、

甲 1 様

甲 2 様に対して重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明し文章の交付もしました。

(乙) 居宅サービス事業者

本 店 名古屋市緑区鳴海町尾崎山 4 3 番地 6 4 0

商 号 医療法人フジタ

事業所 豊田市高町東山 4 番地 6 2 1

訪問看護ステーション「オリーブ」 (印)

説明者 畑村 絵理子

(甲) 私は、重要事項説明書に基づいて、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受け同意し文書の交付を受けました。

(甲 1) 利用者 住所
氏名 (印)

生年月日 T・S・H 年 月 日

(甲 2) 利用者の家族 住所
氏名 (印)
続柄 ()